

## 決算特別委員会会議録

平成19年10月 2日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:28

### ○ 委員長

ただいまから平成18年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 平成18年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第13号 平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの13件及び「認定第18号 飯塚広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について」以上14件を一括議題といたします。この際、皆様をお願いいたします。本日の委員会は、資料要求のみにとどめ、実質審査は10月23日から25日までの3日間で行いたいと考えておりますので、ご了承願います。次に、効率的に審査を進めていくために、提出資料以外の資料要求につきましては、本日行っていただきますように、ご協力をお願いいたします。なお、資料要求は一括してお諮りしますので、執行部は後で答弁できるように整理をしておいてください。それではただ今から、資料要求をお受けいたします。はじめに事前通告をいただきました、楡井委員。

### ○ 楡井委員

お手元に配布されております資料要求通告書に記載されておりますとおり、差押え状況調べから談合情報と処理状況一覧5年間までの、44件の資料を要求いたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

### ○ 委員長

次に、資料要求通告以外に資料要求はございますか。

### ○ 人見委員

コスモスコモンの大ホール、中ホール、それから展示室等の年間の利用状況、過去3年分くらいで構いませんので、それが一つと、管財課管理の市のバス、これの台数と利用状況、これは1年分で構いませんので、その二つの資料を要求させていただきたいと思っております。

### ○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:03

再 開 10:04

委員会を再開いたします。

他に資料要求は、ありませんでしょうか。

( な し )

他にないようですので、本日の資料要求は以上をもちまして終結いたします。

それでは、執行部に提出できるかどうかの答弁をお願いいたします。

先ず楡井委員の資料要求について、執行部の答弁をお願いいたします。

### ○ 財政課長

各課にまたがりますので、私の方から一括して回答させていただきます。要求のありました資料について、提出させていただきます。

### ○ 委員長

次に、人見委員の資料要求について執行部の答弁をお願いいたします。

### ○ 文化課長

コスモスコモンの大ホール、中ホール、展示ホール等の施設の利用状況につきましては、資料が提出できますので、3年分準備いたします。

### ○ 管財課長

管財課で管理いたしております、マイクロバスの利用状況につきましては、18年度につきましては、資料を提出させていただきたいと考えております。

○ 委員長

お諮りいたします。ただ今、各委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ただ今、要求した資料のうち、既に準備できているものがございますので、事務局に配布させます。

残りの資料につきましては、出来次第みなさまにお知らせしますので、よろしく願いいたします。

次に、執行部から認定議案に対する補足説明を求めます。

○ 財政課長

18年度の決算の概要について説明させていただきます。配布いたしております、平成18年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書をお願いいたします。98ページをお願いいたします。この表は、会計ごとに決算額を前年度と比較したものでございます。18年度の一般会計の歳入総額は、610億181万1千円、歳出総額は、592億7,759万7千円、差し引き17億2,421万4千円の黒字で、19年度への繰越額は、6,502万6千円となっております。また、特別会計を合計いたしますと、歳入は1,190億7,063万6千円、歳出は、1,173億6,210万8千円、差し引きが、17億852万8千円、翌年への繰越額が7,039万8千円というかたちになっております。次の表につきましては、17年度が合併に伴います打ち切り決算に伴いまして、決算剰余金等の実態がない金額が、ただ今説明しました中に入っておりますので、それを控除した額を記載いたしております。次に、104ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳入を款別に17年度と比較したものでございます。合計で、36億5,692万2千円の減となっております。増減の主なものにつきましては、市税で2億3,766万5千円の増となっておりますが、これは固定資産税約2億7,600万円の減、個人市民税約3億7,600万円、法人市民税約1億4,000万円の増によるものでございます。地方譲与税で、3億6,800万の増となっておりますが、主に三位一体改革の税源移譲によります所得譲与税の増によるものでございます。地方交付税で、18億7,155万6千円の増となっておりますが、合併によりまして県から移管されました旧4町の生活保護費分11億7,800万円、合併補正2億6,800万円、児童手当の地方負担分の増、そういうものが増の要因となっております。分担金、負担金の3億8,175万5千円の減は、市立保育所運営費負担金、養護老人ホーム運営費負担金などの減によるものです。国庫支出金の27億9,106万8千円の増は、生活保護費分約27億円、特定開発就労事業の終息に伴います引退者特例援助金などの約3億6,000万円の増、都市下水路事業補助金約2億5,100万の減などによるものです。財産収入の3億8,774万3千円の減は、旧飯塚市のゴミ袋売払い収入約2億8,600万円を使用料及び手数料に組み替えたことなどによるものです。寄付金の1億9,619万6千円の減は、主に筑穂町都市開発公社からの寄付金の減によるものです。繰入金の58億9,967万5千円の減は、合併前の基金の整理によるものが約35億3,900万円、財政調整基金約21億500万円の減などによるものでございます。諸収入の37億8,250万5千円の減は、中小企業融資預託金が1億4,700万円、合併の打ち切り決算に伴います旧市町の特別会計からの返済金約24億円、同じく決算剰余金約9億7,100万円などの減によるものです。市債の13億5,410万円の増は、合併特例債を活用いたしました地域振興基金の財源として借りました38億円、17年度の合併準備事業債の約12億5,200万円の減などによるものでございます。105ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳出を款別に17年度と比較

したものでございます。合計で、35億6,916万1千円の減となっております。その増減の主なものを説明いたします。総務費の18億512万7千円の減は、地域振興基金の積立金40億円の増、それと減の要因といたしまして合併に伴います電算システムの合併準備費約19億2,800万円、合併前の基金の積替えなどによります財政調整基金積立金34億7,900万円の減などによるものでございます。民生費の28億614万3千円の増は、生活保護費の扶助費約33億4,700万円の増、国民健康保険特別会計の操出金5億4,000万円、老人保健特別会計操出金3億9,200万円の減などによるものです。衛生費の5億9,339万5千円の減は、老人保健操出金約2億5,800万円の民生費、これは旧穂波町で衛生費で組んでおりましたので、民生費に組み替えたものによる減でございます。労働費の5億5,191万8千円の増は、特定開発就労事業の終息に伴います引退者特例援助金等の増によるものです。商工費の1億5,661万6千円の減は、主に中小企業融資預託金の減によるものです。土木費の6億5,232万2千円の減は、都市下水路事業の県事業への移行によりまして、6億2,800万円、住宅建設事業の約2億300万円の減、明星寺流域下水道受託事業の3億9,100万円の増などによるものです。消防費の1億1,726万3千円の増は、飯塚地区消防組合負担金8,500万円の増などによるものです。教育費の5,972万2千円の減は、旧伊藤伝右衛門邸の保存修復事業約2億5,800万円、二瀬中学大規模改造事業約1億8,700万円の増、庄内中学校給食設備整備事業約2億4,900万円の減などによるものです。災害復旧費の3,789万1千円の増は、文化会館コミュニティセンターの台風によります災害復旧約9,000万円の増、前年度の農業施設災害復旧費の減などによるものです。公債費の3億1,335万4千円の増は、7.19災害復旧事業に充てました災害復旧債及び臨時財政対策債の元利償還金の返しなどによるものです。諸支出金の39億4,967万3千円の減は、旧1市4町の借入金返済金35億3,300万、庄内町の財政調整基金積立金3億800万円の減などによるものです。106ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳出を性質で17年度と比較いたしましたものです。内容の説明は省略させていただきますが、この欄に17年度の枠に、類似団体比較構成比を記載いたしておりますが、本市と類似団体を比較いたしまして、性質上の特長といたしまして、人件費、物件費に占める割合が低く、扶助費、補助費と失業対策事業の割合が高くなっております。102ページに戻っていただきたいと思っております。この表は、18年度の普通会計の決算の指数などをまとめたものでございます。内容の説明は省略させていただきます。次に103ページをお願いいたします。この表は、前ページの財政指数表などの10年間の推移をまとめたものでございます。先ず3枠目、上から3つ目でございますが、歳出総額、この分につきましては550億から600億程度で推移しております。17年度では、594億になっておりますが、この分につきましては、合併関連といたしまして準備経費なり、基金の積替えなどで約49億増加いたしております。また、18年度につきましては約600億になっておりますが、この分につきましては前年と比べまして1市4町の生活保護費約33億5,000万円、地域振興基金積立金40億が増となっております。中断の14枠目に記載いたしております、標準財政規模、これはよく財政指数の計算式で使用されますが、その内容といたしましては、自治体の標準的な一般財源の額をあらわすものでございます。平成10年度から12年度までは増加いたしておりますが、13年度以降は減少傾向にあり、平成18年度は229億3,162万6千円と前年度と比較いたしまして、19億2,696万4千円増加いたしておりますが、これは合併に伴いまして先ほども説明いたしましたように、旧4町の生活保護費が県から移管されたことによりまして、普通交付税が増加したことが大きな要因でございまして、使途が自由な一般財源が増加したものではありません。財政力指数は、普通交付税の基準財政収入額を基準財政需要額で割った数字を3ヵ年平均して求めますが、平成13年度より上昇しております。この数値だけを見ますと、財政力が強くなっているように見えますが、これは13年度より交付税の

一部を臨時財政対策債という特例的な赤字地方債に振り替えましたこと、また三位一体改革によりまず交付税総額の抑制によりまして、基準財政需要額が減少したこと、また財政力指数の算定では合併市町村でも一本算定の係数を用いることになっておりますので、数値がよくなっておりますが実質的に財政状況が好転したものではありません。次に実質公債費比率につきまして、この指数につきましては地方債借入の協議制、今まで許可制でしたが、協議制への変更に伴いまして、平成17年度より導入された指数でございますが、一部事務組合や企業会計などに負担している公債費相当分を含めた実質的な公債費負担の割合を表すもので、18%以上になりますと公債費負担適正化計画を策定しなければ、借入が出来ないようになります。本市も数値につきましては、14.1%となっております。次に経常収支比率でございますが、この比率は財政の弾力性を示すもので、経常的な経費に充当する一般財源を、経常的に収入することができる一般財源で割った数値で表します。経験値から都市部では80%を超えると弾力性が失われつつあると言われております。平成11年度の85%から上昇し、平成17年度は101.8%となっておりますが、18年度は99%と若干改善はしております。しかし依然として高い数値であり、投資的経費をはじめとした臨時的経費に充当する余裕が無い状況を示しております。これに関連いたしまして、投資的経費につきましては、過去の平均で事業費約100億円、充当一般財源につきましては30億円程度を充当いたしておりましたが、18年度の事業費につきましては、投資的経費約68億円、一般財源充当が約19億円ということで、投資的経費を抑制しているのも関わらず、財源不足ということで基金を取り崩しているのが現状であります。次に積立金につきましてでございますが、平成13年度より余々に減少いたしまして、17年度は103億3,533万5千円となっておりますが、18年度は地域振興基金40億円の積立もあり33億2,456万5千円の増の136億5,990万円となっております。また地方債現在高でございますが、18年度は653億8,588万4千円となっており、前年と比較いたしまして11億6,330万5千円増加いたしております。11億増加いたしておりますが、地域振興基金の財源として借入れました38億を含んでおりますので、これを除けば減少傾向ではあります。また最近急激に地方債現在高が増加いたしておりますが、これは13年度より交付税の一部を赤字地方債に振り替えました臨時財政対策債の影響が大きく、地方債現在高のうちこの臨時財政対策債の18年度末の額は約107億3,700万円を占めております。次にとびますが、124ページから142ページにかけて、総務省が示しました仕様により作成しましたバランスシート行政コスト計算書、飯塚市全体のバランスシートを添付いたしております。説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたが、この際正副委員長から委員の皆さんにお願いいたします。執行部答弁が的確に行われ、より実効のある決算審査とするため、委員の皆さんには、事前の質疑事項通告をお願いいたしておるところでございますので、今回につきましても同様にご協力願います。なお、質疑通告の提出期限は10月9日までとなっておりますので、できるだけお早めに事務局まで提出いただきますよう重ねてお願いいたします。また、執行部におかれましては、質疑事項に対して、正確かつ簡素に要領を得た答弁をされるよう、特に要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ、次回の委員会を

10月23日（火）午前10時から開きたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。「認定第1号 平成18年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第13号 平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計歳入歳出決算

の認定について」までの13件、及び「認定第18号 飯塚市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について」、以上14件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「認定第1号 平成18年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第13号 平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの13件、及び「認定第18号 飯塚市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について」、以上14件については、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして平成18年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れ様でした。